

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社あいちフィナンシャルグループ	コード	7389
提出日	2026/6/4	異動(予定)日	2026/6/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし	
1	松野 恒博	社外取締役	○														△	新任	有
2	拝郷 寿夫	社外取締役	○														△	新任	有
3	織立 敏博	社外取締役	○														△	新任	有
4	村田 知英子	社外取締役	○															○	有
5	我妻 巧	社外取締役	○														△		有
6	板倉 麻子	社外取締役	○														△		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	松野氏は当社グループと取引のある株式会社アイシンの出身者です。同社と当社グループとの間には通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから取引の概要の記載を省略しております。	松野氏はトヨタ自動車グループの要職を歴任。名古屋大学にも特任教授・CPO・総長戦略本部大学強化企画室長の立場で関与され、当社グループのあいち銀行社外取締役(監査等委員)としても経営の監督機能を発揮いただいております。上場企業での企業統治、財務会計ファイナンス分野の豊富な知識・経験を有し、客観的視点での的確な助言・提言、ガバナンス強化機能を発揮いただくことを期待しております。なお、同氏は、証券取引所および当社の定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員であり、独立役員として適任であると判断しています。
2	拝郷氏は当社グループと取引のある名古屋鉄道株式会社および名鉄観光サービス株式会社の出身者です。同社と当社グループとの間には通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから取引の概要の記載を省略しております。	拝郷氏は名古屋鉄道株式会社で財務、グループ事業の業務に携わり要職を歴任。グループ企業においても経営の中枢を経験されました。上場企業における財務、グループ戦略、企業統治全般への豊富な知識・経験を有し、客観的視点での的確な助言・提言、ガバナンス強化機能を発揮いただくことを期待しております。なお、同氏は、証券取引所および当社の定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員であり、独立役員として適任であると判断しています。
3	織立氏は当社グループと取引のある日証金信託銀行株式会社の出身者です。同社と当社グループとの間には通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから取引の概要の記載を省略しております。	織立氏は日本銀行において調査部門、決済インフラ部門、人事労務部門等での要職を歴任後、日証金グループの経営の中枢を経験されました。金融・資本市場に関する高度な知識・経験、また海外プロジェクト等豊富な国際経験も有し、客観的視点での的確な助言・提言、ガバナンス強化機能を発揮いただくことを期待しております。なお、同氏は、証券取引所および当社の定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員であり、独立役員として適任であると判断しています。
4		村田氏の名古屋国税局等での要職の経験や、現役の税理士としての専門家の立場での深い見識を活かし、当社の税務・会計・財務分野の正確性や透明性確保に向けた提言と、経営の監督機能を発揮いただけることを期待しております。なお、同氏は、証券取引所および当社の定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員であり、独立役員として適任であると判断しています。
5	我妻氏は当社グループと取引のある株式会社インテックの出身者です。取引の規模、性質に照らして独立性に懸念はないと判断され、概要の記載を省略しております。	我妻氏の株式会社インテック等における経営中枢での経験から、IT・システム分野の深い見識を活かした提言と、監査役経験に基づく経営の監督機能を発揮いただけることを期待しております。なお、同氏は、証券取引所および当社の定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員であり、独立役員として適任であると判断しています。
6	板倉氏は当社グループの取引先である名古屋テレビ放送株式会社の出身者です。同社と当社グループの間には通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして独立性に懸念はないと判断され、概要の記載を省略しております。	板倉氏の名古屋テレビ放送株式会社等における経営中枢での経験や、現役の社会保険労務士・中小企業診断士として人事労務・法務分野の深い見識に基づく提言と、経営の監督機能を発揮いただけることを期待しております。なお、同氏は、証券取引所および当社の定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員であり、独立役員として適任であると判断しています。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。